

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください(登録方法はふっさわたしの便利帳、市ホームページ等をご覧ください)



**新築家屋調査のお願いと新築住宅に対する固定資産税減額のお知らせ**

平成24年中に新築された家屋は、平成25年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。そのため、課税の根拠となる適正な価格(評価額)を求める必要がありますので、地方税法及び国(総務省)が定める「固定資産評価基準」に基づき、家屋の外部及び内部を調査します。

該当する家屋には、職員が調査のお願いに伺いますので、後日都合のよい日時で家屋の調査にご協力をお願いします。調査時間は、一般的な家屋の場合30分程度です。※共同住宅や非木造の家屋を新築された場合には、事前に建築図面等の借用をお願いすることもあります。

**①新築住宅に対する減額措置**

新築住宅のうち、専用住宅、または併用住宅(居住部分が全体の2分の1以上のもの)で、居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下のもの、あるいは、一戸建て住宅以外の貸家住宅の床面積が、40㎡以上280㎡以下のものについて、居住部分床面積のうち120㎡までの固定資産税の税額を2分の1減額します。減額する期間は、一般住宅(木造・非木造)が新築後3年度分、中高層耐火建築物(3階建て以上の耐火・準耐火)が新築後5年度分となります。

**②長期優良住宅の認定を受けた住宅を新築した場合の減額措置**

新築住宅のうち、①の要件を満たすもので、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定による認定を受けて新築された住宅については、申告により、固定資産税の税額を2分の1減額する期間を、①の新築住宅より2年度分さらに延長します。

※減額措置の詳細については、家屋調査の際に説明します。

**【平成24年中に家屋を取り壊された場合】**平成25年度から、取り壊した家屋の固定資産税及び都市計画税が課税の対象外となりますので、ご連絡ください。

**【平成24年中に家屋の用途が変更になった場合(店舗から居宅等)】**平成25年度から、課税の計算方法が変わる場合がありますので、ご連絡ください。

問合せ課税課資産税係 ☎551・1614

**後期高齢者医療の被保険者証が 8月から新しくなります**

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日(火)までです。8月1日以降の被保険者証は7月中に被保険者の方へ送付します。7月中にお手元に届かない場合は保険年金課後期高齢医療係へお問い合わせください。また、現在の被保険者証は、8月以降使わないように処分してください。万が一使用すると、医療費の請求や還付等の手続きが必要になる場合があります。

**▼8月から医療機関の窓口で負担する割合が見直されます**

医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は、世帯の市民税課税所得により、1割か3割となっています。平成23年中の所得により、8月からの一部負担金の割合を見直します。

**【3割負担となる方】**市民税課税所得が145万円以上ある方や、その方と同じ世帯にいる被保険者

**【1割負担となる方】**同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者全員の市民税課税所得が145万円未満の方

**▼3割負担の方でも次の条件を満たす方は、1割負担になります**

世帯に後期高齢者医療被保険者証の交付を

受けている方が、

**【1人の場合】**前年の収入合計が383万円未満(被保険者と同じ世帯の70歳~74歳の方との前年収入の合計額が520万円未満の時も1割負担となります。)

**【2人以上の場合】**前年の収入合計額が520万円未満である場合に限られます。

該当となる方には、「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を6月下旬に送付しましたので、後期高齢医療係に申請してください。認められると3割から1割に変更となります。

**高額な医療費がかかる方の負担軽減のために**

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で、同じ世帯全員が市民税非課税の方は、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「認定証」)を医療機関の窓口で提示すると、一部負担金と入院時の食事代が減額されます。認定証の交付を希望する方は後期高齢医療係で申請してください。

**◆申請に必要なもの**

①後期高齢者医療被保険者証②印鑑

※認定証をすでにお持ちで、平成24年度市民税非課税世帯の方には、新しい認定証を7月中に送付します。

問合せ保険年金課後期高齢医療係 ☎551・1767

**国保だより**

**国民健康保険限度額適用認定証の更新**

国民健康保険の限度額適用認定証の有効期限は7月31日(火)までです。8月以降の認定証は、被保険者証と印鑑を持参のうえ7月23日(月)以降に窓口で申請をしてください。

問合せ保険年金課保険年金係 ☎551・1640

**国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ**

現在お持ちの高齢受給者証(対象70歳以上75歳未満)の有効期限は7月31日(火)までです。

8月1日以降の高齢受給者証は、負担割合の判定を行なったうえで、7月下旬に送付します。

**平成23年度 情報公開制度・個人情報保護制度運用状況**

**▼「情報公開制度」▼**

情報公開制度とは、市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利を保障し、市民の皆さんからの請求に応じて情報を市が公開する義務を負うことで、市民の皆さんが市政へ積極的な参加をし、公正で開かれた民主的な市政を推進することを目的とした制度です。この制度は、市が保有する情報が対象となり、公開を原則としますが、個人のプライバシーに関する情報等公開できないものもあります。

**■市政情報の公開請求などの状況**

平成23年度の市政情報の公開請求等の状況は、表1のとおりです。

**▼情報公開審査会▼**

この審査会は、市政情報の非公開などの決定に対する不服申立てを審査し、情報公開制度の運営について審議します。平成23年度は、1回開催されました。

**▼「個人情報保護制度」▼**

個人情報保護制度とは、自己の情報に限り、開示・訂正・利用停止を請求する権利を保障し、収集の制限、適正な管理、利用・提供の制限といった個人情報の取扱いに関する一定のルールを定め、個人のプライバシーを保護する制度です。

**■保有個人情報の開示請求などの状況**

平成23年度の個人情報の開示請求などの状況は、表2のとおりです。訂正請求及び利用停止請求はありませんでした。

**■保有個人情報取扱事務の届出状況**

実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)は、市民の個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、または廃止しようとするときは、市長に届け出て、これを公示することが義務付けられています。平成23年度の届出状況は、表3のとおりです。

**■目的外利用と外部提供の届出状況**

市民の個人情報は、収集の目的の範囲内で利用することを基本としていますので、市の内部ではほかの目的に利用

(目的外利用)したり、市以外のものに提供(外部提供)することは、原則禁止されています。しかし、①法令などに定めがある場合②あらかじめ本人の同意を得ている場合③緊急かつやむを得ない理由がある場合④実施機関が事務を進めていくうえで公益上やむを得ないと認められる場合で個人情報保護審議会の同意を得たとき、のいずれかに該当する場合には、例外として目的外利用、外部提供をすることができます。平成23年度の目的外利用・外部提供の届出状況は表3のとおりです。

**▼個人情報保護審議会▼**

この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議し、自己情報の非開示・非訂正・非利用停止等の決定に対する不服申立てを審査します。平成23年度は、3回開催されました。

**●制度を利用するには●**

**請求の方法**

**【市政情報の公開、自己情報の開示等の請求や相談】**

市役所第一棟5階「情報公開・個人情報保護コーナー(総務課)」にお越しください(電話等での請求はできません。請求書等は市ホームページからダウンロードして使用することができます)。

※市政情報の請求は、インターネット(東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービス)を利用して行うことができます。

※自己情報の開示等の請求は、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証など)を、訂正請求は、訂正請求の内容が事実と合っていることを証明する書類も提示してください。

**公開などの決定**

**【市政情報の公開または自己情報の開示】**請求があった日の翌日から14日以内に公開・開示するかどうかを決定し、お知らせします(公開・開示できない場合は、その理由をお知らせします)。

**【自己情報の訂正】**必要な調査を行ない、請求があった日の翌日から30日以内に訂正するかどうかを決定し、お知らせします(訂正しない場合は、その理由をお知らせします)。

**公開などの方法**

**【市政情報の公開または自己情報の開示】**お知らせした

日時に原本の閲覧または写しの交付により行ないます(公開・開示する情報によって、原本の写しを閲覧していただく場合があります)。

※自己情報の開示に当たっては、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証など)が必要です。

**費用**

**【市政情報や自己情報の閲覧】無料**

**【写しの交付や郵送】**その作成などにかかる費用 ※住民票の写しの請求など、別に法令等で手続きが定められているものは、この制度の適用外です。 ※制度の概要等、詳細は市ホームページをご覧ください。 ※市役所1階の「情報スペース」では市政情報についての自由な閲覧や、コピー(有料)ができます。

問合せ総務課法制係 ☎551・1536

**■(表1)市政情報の公開請求などの状況**

区分	請求件数	決定内訳			不服申立て
		全部公開	一部公開	非公開	
公開請求	12(9)	3(6)	6(2)	3(1)	0(0)
任意的公開申出※	3(1)	3(0)	0(1)	0(0)	
合計	15(10)	6(6)	6(3)	3(1)	0(0)

※任意的公開申出とは、市民の方など公開請求をすることができる方以外の方からの請求です。

**■(表2)個人情報の開示請求などの状況**

開示請求の件数	決定内容			不服申立て
	全部開示	一部開示	非開示	
1(9)	0(7)	1(2)	0(0)	0(0)

**■(表3)保有個人情報取扱事務、保有個人情報目的外利用及び保有個人情報外部提供の届出状況**

実施機関	区分	保有個人情報取扱事務件数	保有個人情報目的外利用件数	保有個人情報外部提供件数
市長		356(351)	156(154)	42(40)
教育委員会		100(97)	11(11)	7(7)
選挙管理委員会		8(8)	7(7)	2(2)
監査委員		2(1)	2(0)	0(0)
農業委員会		1(1)	1(1)	0(0)
固定資産評価審査委員会		1(1)	0(0)	0(0)
議会		3(3)	0(0)	0(0)
合計		471(462)	177(173)	51(49)

※表1・表2・表3とも( )内は平成22年度の件数

**納税は 納期内で 元気な福生**